

福井県屋外広告物審議会 会議録

【第5回】

日 時 平成27年3月24日（火） 13：30～15：30

場 所 福井県国際交流会館 第3会議室

■ 日時、場所

- ・平成27年3月24日（火） 13:30～15:30
- ・福井県国際交流会館 第3会議室

■ 出席委員

- ・野嶋会長、内村委員、水上委員、原田委員、西畑委員、塩出委員、津田委員、木下委員、梅田委員、金井委員、江戸委員

■ 概要

(審議事項) 屋外広告物の規制見直しについて

○ 事務局からの説明

- ・信号機交差点の周辺規制の再検討、福井県屋外広告物条例の規制見直し（案）の概要、福井県屋外広告物条例・施行規則等の改正（案）について説明

○ 審議会委員からの意見・指摘

【委員】

- ・規制見直しにより期待される効果として「伊勢市おはらい町」の事例を掲載しているが、ここまで魅力ある景観が創出されたのは、無電柱化や道路舗装の高質化、建築物の意匠変更など総合的な取り組みを実施した成果なので、屋外広告物規制のみでこれだけの効果があったというのは誇張しすぎである。
- ・前置きとして総合的な取り組み結果であることを説明するか、または屋外広告物を改善して効果があった他の事例を掲載すべきである。

【委員】

- ・良好な景観形成を重視しすぎていて、県民の景観や屋外広告物に関する意識の高まりや社会情勢の変化のなかで、屋外広告物が果たす役割やあり方がどうあるべきかという観点が整理されていない。
- ・屋外広告物に期待される役割やあり方を踏まえたうえで、屋外広告物は社会的に必要なものだけでも、その役割やあり方を超えて、必要以上の大きさや高さのものが過剰に設置されているので、規制の見直しが必要という構成にすべきである。
- ・資料は今回の規制見直しの骨子となるものであり、重要な資料なので、骨子においてもこの観点を整理して欲しい。
- ・あまり研究されていない分野であるため難しいかもしれないが、景観改善による経済効果などが示せると良い。

【委員】

- ・交差点の規制範囲を「自動車用停止線から外側30mの地点で囲まれる範囲」とし、その範囲を図示しているが、囲まれる部分は弧を描くのではなくて、四角になるのではないか。また、三差路で図示しているが、三差路の右側部分は規制範囲に含まれないのではないか。

【委員】

- ・屋外広告業者へのアンケート調査結果において、自由意見のなかに「勝山市には補助金制度があり改善が進んでいる」との記載がある。
- ・屋外広告物の撤去や改修に関する経済的負担を考慮していることと、早期に改善を促す施策として効果的である。
- ・今回の規制見直しによって、既存不適格広告物が発生すると思われるが、撤去や改修等は、市町の良好な景観形成にもつながるため、市町とも協力して早期に改善を促す施策を検討して欲しい。